

福島県玉川村議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

玉川村議会は、昭和 30 年 3 月に泉村と須釜村の 2 か村が合併し「玉川村」が誕生すると同時に議会制度をスタートさせ、60 余年間、変遷を繰り返しながら現在の議会制度を確立している。議員定数は、当初 16 名だったものを平成 18 年 12 月には 4 名削減し、12 名の定数とし現在に至っている。一般質問の方式は、住民により分かりやすい議論を展開していくため、平成 22 年 6 月定例会から一問一答方式を導入している。

1. 議会組織構成及び監視機能の強化

本村議会では、年 4 回の定例会と緊急の案件を審議するための臨時会、他に行政上の重要事項や議会の運営上の問題等を協議する全員協議会を開催している。委員会は、総務産業建設常任委員会 6 名、文教厚生常任委員会 6 名、議会運営委員会 5 名、広報編集特別委員会 5 名で構成されている。各委員会では、通常の議案審査や行政調査のほか、村所管課等における重点事業の取り組み状況など、所管事項の進捗状況や事業実績の確認等を定期的に行い、また、採択された請願についても、定期的に進捗状況の確認を行うなど、行政事務に関する監視機能の強化に努めている。

2. 議員の資質向上

各委員会では、テーマを決め先進自治体における視察研修を実施し、本村の抱えている課題や取り組みについての先進事例の情報収集や調査・研究を行い、村民の立場に立った事業展開に向けて見識を深め研鑽を図っている。2 年に 1 度は二つの常任委員会合同（全議員）での視察研修を実施し、議員相互の情報交換を行い、時勢に合った政策づくり等に反映できるよう努めている。

また、県町村議会議長会や石川地方町村議会議長会主催の研修会には積極的に参加し、議員個々の資質や知識の向上、スキルアップを図りながら意識改革に努めている。

(事績 2) 住民に開かれた議会

1. 議会広報誌「議会だより たまかわ」の充実

議会の審議結果や議員活動等の内容を広く村民にお知らせするため、議会広報誌「議会だより たまかわ」を定例会ごとの年 4 回の編集・発行に取り組んでおり、現在までに第 168 号を発行している。

議会だよりは、議会の審議結果、一般質問や委員会審議の内容など、議会活動を広く村民に伝えるため、全戸に配布している。発行にあたっては、企画編集から写真撮影はもちろんのこと、村民の声（2 名）の依頼など、議会広報編集特別委員会が中心となり作成している。誌面づくりに関しては、読みやすい、見やすい、分かりやすいをテーマに、写真やイラストを多用し簡潔にまとめ、村民の議会への関心と理解を深めてもらえるよう、村民目線・村民参加型の誌面に心がけ、世代を問わず読んでいただける親しみやすい広報誌となるよう努めている。

また、全国町村議会議長会や県町村議会議長会が主催する研修会への参加や先進議会への視察研修なども積極的に行い、より良い誌面づくりを目指している。

2. ホームページ等を活用した情報発信

村ホームページにおいて、より多くの情報を発信・紹介することで、議会についての正確な情報公開に努めている。議員名簿や議会組織構成などの議会情報を掲載し、議会が身近に感じられるよう心がけている。議会開催時には本会議の日程、上程議案、一般質問通告内容を掲載し、あわせて防災行政無線による広報も行い、一人でも多くの村民に議会傍聴していただけるよう努めている。議会だよりや会議録も公開しており、いつでも誰でもが自由に審議結果や一般質問などの情報を確認できるようにしている。

また、議会は公開が原則であることから、本会議の様子を YouTube 動画配信、インターネット配信等での実施について議員間での議論を継続しており、開かれた議会をめざした検討も行っている。

(事績 3) 地域活性化のため特別な取り組みをした議会

1. 「遊水地整備事業玉川村議員協議会」の設置

令和元年10月台風第19号、平成23年9月台風第15号などにより、本村を南北に流れる一級河川「阿武隈川」が氾濫し、さらに内水被害により大規模な水害が何度も発生している。本村では幸いにも人命を失うような災害には至っていないが、度重なる水害を受け、国では阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに基づく流域治水対策事業が実施され、これに伴い岩瀬郡鏡石町、西白河郡矢吹町及び本村の2町1村の一部区域が遊水地として整備されることになり、本事業により農地を失い家屋移転を余儀なくされる村民も多数いる。議会としては、農地を手放さなければならない方や移転を余儀なくされる方など、不安を抱えている地権者に寄り添った対応が必要であると考え、令和4年9月15日に議会議員全員で「遊水地整備事業玉川村議員協議会」を設置した。今後は、本協議会が中心となり国・県・村関係機関との連携を図りながら、情報収集、地権者対応、要望活動等に取り組んでいくこととしている。

2. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、議会ではマスクの着用、手指の消毒、換気の徹底、パーティション設置、傍聴者数の制限などの対応を取りながら、できる限り通常通りの議会開催に努めている。村民の不安の解消に向け、より安全な感染拡大防止体制づくりや各種支援体制の検討が急務であると考えており、ワクチン接種の進捗、商工業者などへの経済的な支援など今後も続いていく諸課題に対し、臨機応変に、かつ迅速に対応していく必要がある。今後も国・県からの情報収集を行い、ウィズコロナ、そしてアフターコロナを見据えた準備を村と連携しながら、タイミングを逃さず進めて行きたいと考えている。